

令和7年度第4回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和7年9月17日（水）午後1時01分～午後1時47分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 4名	定数 5名
	労働者代表委員	出席 4名	定数 5名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 5名
主要議題	1 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 その他		
議事要旨			
本会議は《公開・非公開》			
1 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について			
愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見に対し、愛媛県内の労働組合から6件の異議の申出があり、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会会長に、審議会の意見に対する異議の申出について諮問した。			
労働者側委員からは、引上げ額は生計費の観点からみても十分な額ではないが、労使の提示金額に大きな隔たりがある中で、労使双方の意見を斟酌した上で公益案が提示され、全会一致で決定したものであること、発効日も法定発効が望ましいが影響率等の問題もあることから再審議を行うことは得策ではないと意見が述べられた。			
使用者側委員からは、地域別最低賃金の議論の中で地域間格差の問題のほか、他県への労働力流出問題、発効日なども取り上げられ、諸々の要素を踏まえた議論も行い、公労使の間で真摯に議論を行った上で得られた結論であるため、現答申を変更する必要はないと意見が述べられた。			
公益委員からは、公労使の間で例年以上に時間をかけて真摯に議論を行い、意見の一致には至らなかったが、採決の結果として全会一致で得られた結論であるため、現答申を変更する必要はないと意見が述べられた。			
異議申出の内容及び理由について慎重に審議した結果、「令和7年9月1日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達し、愛媛地方最低賃金審議会会長から愛媛労働局長に答申が行われた。			
2 その他			
関係する資料に関して、事務局から説明を行った。			
以上			